

神戸市の応急仮設住宅解消期における住環境管理の課題

高橋 和雄*・藤田 高英**

Management and Service of Living Environment for Victims of Kobe City at Liquidation Stage

by

Kazuo TAKAHASHI* and Takahide FUJITA**

This research studies problems of living environment of victims of Kobe city after Great Hanshin-Awaji Earthquake. Countermeasures of living environment of temporary dwellings at liquidation stage made by local governments are investigated by newspapers and interviews. The present situations of victims and reconstruction of living environment are shown and some suggestions are presented.

1. まえがき

阪神・淡路大震災の被災地神戸市において、行政は平成11年3月を目途に応急仮設住宅の解消を目指し、恒久住宅への移転・促進プログラムに沿って、被災者に対する住宅の斡旋や災害復興住宅の建設、公営住宅、民間賃貸住宅の供給などさまざまな対策を行っている。その結果、平成11年3月末現在で神戸市応急仮設住宅入居は約3,600世帯となり、ピーク時の約12%となったが、長引く不況の影響もあり、約320世帯の応急仮設住宅入居者は、移転先が決まっていない。そこで、本研究では、平成11年3月末現在の応急仮設住宅の現状についての把握と残されている入居者に対する住環境管理の課題をヒアリング調査や神戸市提供資料および新聞の報道記事をもとに分析する。

から、移転先の目処が立った入居者が増加したこと。さらに兵庫県が5月に実施した「一時入居」制度によって、移転先に目処のついた応急仮設住宅の入居者には、災害復興公営住宅の完成を待たずに、民間賃貸住宅などに公営住宅と同程度の家賃で一時入居するという選択が可能になったことから、とりあえず応急仮設

2. 平成10年における応急仮設住宅を巡る動き

図-1は文献1)に引き続き、平成10年および平成11年3月までの応急仮設住宅に関する行政の対応と生活上の問題を神戸新聞の報道記事をもとにまとめたものである。1月～6月は応急仮設住宅入居者に対する災害復興住宅再募集や入居者の移転先の目標設定に加え、災害復興公営住宅の建設が相次ぎ、応急仮設住宅入居者に対する恒久住宅のあっせんが進んだことなど

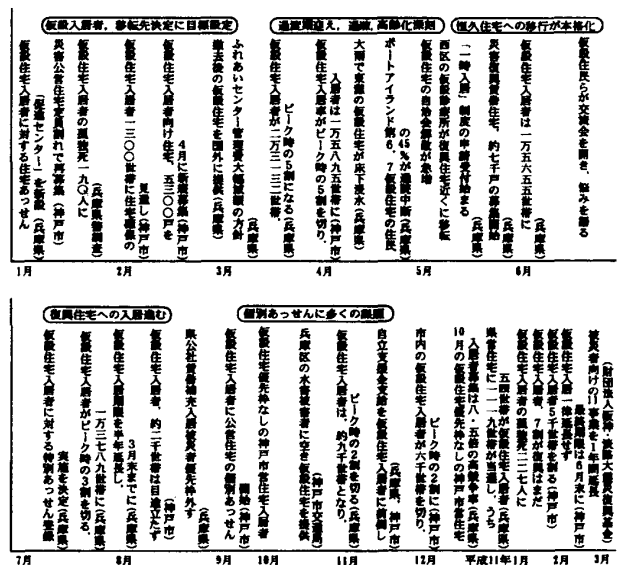


図-1 平成10年および平成11年3月までの応急仮設住宅に関する行政の対応と生活上の問題

平成11年4月23日受理

*社会開発工学科 (Department of Civil Engineering)

**大学院修士課程社会開発工学専攻 (Graduate Student, Department of Civil Engineering)

住宅から移転することができるようになった入居者が増加したことなどから、恒久住宅への移行が本格化し、応急仮設住宅の入居者はピーク時の平成7年11月に比べ50%を切る状況になってきた。

7月～12月には復興住宅の入居が進む一方、応急仮設住宅入居者の約2千世帯は目途が立たないため、兵庫県は応急仮設住宅入居期限を半年延長し、平成11年3月末までとすると同時に災害復興（賃貸）住宅特別あっせん登録募集、持ち家再建待機者等支援制度や、特別あっせん登録募集、神戸市営・県営住宅入居者募集などに加えて、被災者自立支援金支給を応急仮設住宅入居者に前倒しするなどの対策を行っている。

こうした対策により、公営住宅の当選や自宅の再建による入居者の退去が進む一方で応急仮設住宅団地に高齢者などが取り残され、過疎化、高齢化によるコミュニティの崩壊が深刻な問題になってきた。

平成11年に入ってからのは応急仮設住宅の入居者が5千世帯を切ったものの平成11年3月までに全ての応急仮設住宅入居者の転出は困難とされ、神戸市は応急仮設住宅の入居期限を一律延長ではなく、個別に延長することとし、最終期限を平成11年6月までとした。

3. 応急仮設住宅の入居状況

平成8年5月からの神戸市内の応急仮設住宅の入居世帯数を図-2に示す。応急仮設住宅の入居世帯数は平成10年3月からの減少が著しく、平成11年3月現在の応急仮設住宅の入居世帯数は約3,600世帯となっており、ピーク時である平成7年12月の約3万1,000世帯と比べ、約12%までに減少を示している。また、図のように郊外の応急仮設住宅入居世帯の減少が目立つ。

次に、平成8年10月から平成10年10月までの入居世帯数に占める高齢者世帯数の割合の推移を表-1に示す。

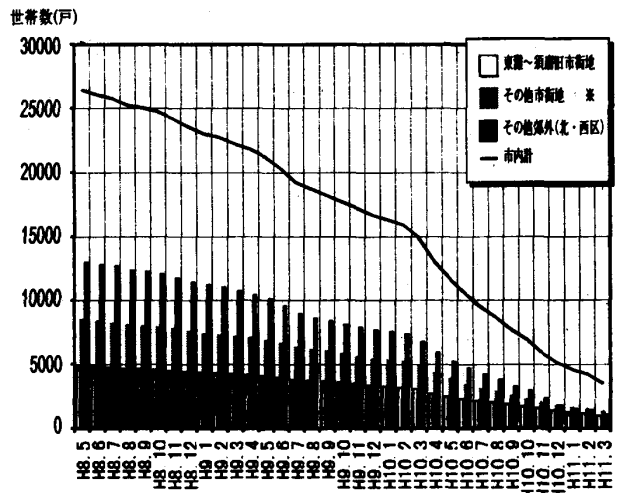
全体的に見ると高齢者世帯の割合は平成7年度の国勢調査による神戸市の平均13.5%と比べて2倍以上の30～40%台となっており、応急仮設住宅入居者における高齢者世帯の割合は増加の傾向にあるといえる。

また、神戸市内の応急仮設住宅の入居率の推移を図-3に示す。応急仮設住宅の入居率は入居世帯数の場合とは逆に、東灘～須磨旧市街地、その他市街地、その他郊外の順で高く、順位は変わらないが、その差は月ごとに増加しており、平成8年5月時点では3地区ともに90%近くの入居率だったのに対し、平成11年1月時点では、東灘～須磨旧市街地、その他市街地の入居率、約20～25%に比べ、その他郊外では入居率は約

表-1 入居世帯数に占める高齢者世帯数の推移

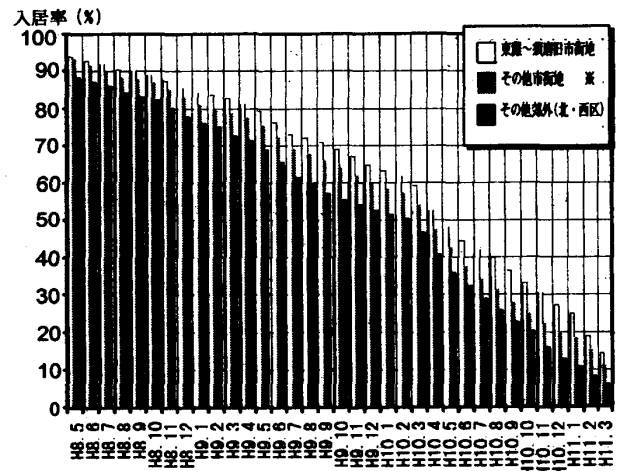
区	H 8年10月	H 9年10月	H10年10月
東 灘	42.6%	45.7%	46.0%
灘	41.4	41.6	37.4
中 央	29.5	30.4	33.0
兵 庫	40.2	40.8	43.1
北	20.9	21.3	21.5
長 田	38.4	38.1	35.5
須 磨	40.1	40.4	37.8
垂 水	31.9	32.1	24.6
西	33.8	37.0	42.5
平 均	32.7	34.4	36.2

*平成7年度 国勢調査による神戸市の高齢化率は13.5%



※ ポートアイランド、六甲アイランド、北須磨、垂水区

図-2 神戸市の応急仮設住宅入居世帯数の推移



※ ポートアイランド、六甲アイランド、北須磨、垂水区

図-3 神戸市の応急仮設住宅入居率の推移

10%と、その差は2倍近くになっている。このことから、市街地の応急仮設住宅入居者の移転が遅れていることが示される。

次に、応急仮設住宅における単身世帯の割合を図-4に示す。平成7年度の国勢調査による神戸市の単身世帯の平均26.9%と比較すると、応急仮設住宅の入居世帯では、その2倍程度と元々高かったが、この割合は増加している。このようなことから、応急仮設住宅から恒久住宅へ移転が加速するにつれて、単身世帯者が取り残されているといえる。また、高齢者の単身世帯の場合はやや増加傾向にあるが、大きな変化はないといえる。

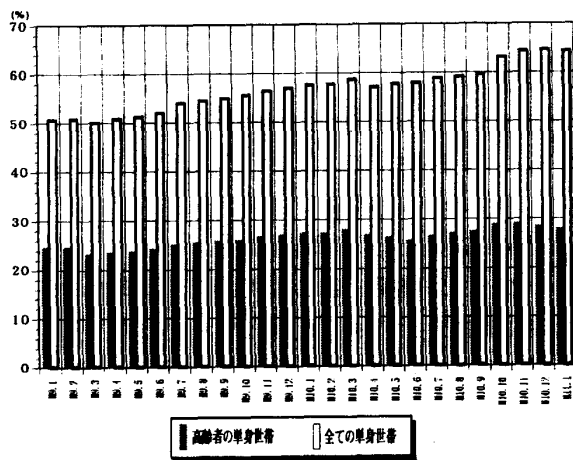


図-4 応急仮設住宅入居者に占める単身世帯の割合の推移

4. 応急仮設住宅団地解消の現状

平成11年3月末時点で神戸市の応急仮設住宅団地のうち54団地、約2,572戸では既に団地単位で撤去されている。これらの団地は1~3棟といった小規模な応急仮設住宅団地である。これに対し、30~40棟の規模のものは表-2に示すように東灘区・六甲アイランド第4、第5応急仮設住宅団地および西区・西神工業団地応急仮設住宅団地といった民有地に建設された応急仮設住宅団地であり、用地返還が急がれるために入居者を別の応急仮設住宅団地への転居などを行い、撤去が進んでいる状況である。ところで、今回、提供された応急仮設住宅の一部にはハウスメーカーによるものや、輸入品のものがあり、それらは基礎の工事をしっかりと行えば、そのまま恒久住宅としての利用が可能とされるものもあった。しかし、それらを解体し、移設するには新築の7割ものコストがかかることや、海外に運ぶ場合は運送費が高くつくことなどから、今回、提供された応急仮設住宅の再利用は困難であると考えられる。

表-2 民間事業者等から用地の提供を受けている応急仮設団地とその戸数

地区	団地名	戸数
東灘区	●六甲アイランド第4	286
	●六甲アイランド第5	260
灘区	◎灘南	158
中央区	◎ポートアイランド第3	130
北区	●有野大谷	18
	●北神戸第8	16
	●菖蒲が丘第1	71
	●藤原台第6	210
	☆北神戸第1	261
	☆北神戸第2	160
	☆北神戸第3	75
	☆北神戸第4	259
	☆北神戸第5	416
	☆北神戸第6	370
	☆北神戸第7	139
	☆千代が谷(一部)	282
	☆藤原台第1	40
☆藤原台第2	256	
須磨区	●友が丘	60
	◎鷹取	42
垂水区	●旭が丘	96
	●塩屋山手	16
	☆学園緑が丘	100
	☆新多聞第1	211
	☆新多聞第2	131
	☆新多聞第3	278
☆学が丘	123	
西区	●西神工業団地	395
	●西神南第4	156
	●室谷第2	750
	●室谷第3	500

●：民間事業者所有地
◎：日本国有鉄道清算事業団所有地
☆：住宅・都市整備公団所有地

5. 恒久住宅移行期における行政の支援策⁴⁾

平成10年度中の応急仮設住宅の解消を目指して、神戸市は従来の恒久住宅確保のため支援体制を強化した。これにより、恒久住宅供給の量的・質的な目標はほぼ達成された。しかし、震災前の居住地に住みたいという被災者の強い要望や、家賃などの経費の負担の問題が依然として残されており、応急仮設住宅の恒久住宅化を避けた行政は、大胆な移行プログラムを作成して解消の目途を立てた。具体的には神戸市生活再建本部の仮設住宅担当を地区担当に再編し、各区との連携を強め、恒久住宅確保の支援をするため、地区担

当制を実施した。さらに、入居斡旋、相談機能、恒久住宅移行策の立案および調査機能を持ち、かつ各区とも連携してセンターの機能を果す入居促進センターを設置し、きめの細かい対策を実施している。

神戸市生活再建本部の担当者によれば、被災者の住みたい地区、建物の様式などの要望はすべて満たすことは不可能であるが、情報の不足と思い込みによる誤解をしている入居者が多く、情報の適切な提供と相談で打開できる場合があるという。したがって、より多くの情報の提供と理解を求める体制を図ったといえる。

このような支援体制の強化の下で、公営住宅応募支援として、募集説明および相談会の実施、戸別訪問による申込み指導、市営住宅バス見学会の実施、市外、県外避難者への説明会などに加えて、個別斡旋の徹底、また、郊外の公営住宅に暫定的に入居し、将来市街地への住み替えが可能になる制度として民間賃貸住宅家賃負担軽減の制度期間延長などの拡充などが検討された。

これまでの阪神・淡路大震災の住宅復旧で導入された住まいの復興プラン、自宅再建支援策に加えて、公営住宅入居待機者支援事業、持ち家再建待機者支援制度、などの支援事業が導入された。

このうち、民間賃貸住宅負担軽減事業は被災市民の家賃の初期負担を軽減することによって、その生活基盤の早期再建を図ることを目的としている。家賃軽減対象者は、一定の基準を満たす民間賃貸住宅等に入居している低所得者であり、復興基金の利子補給を受けていない者、県外避難所の場合には、県内に帰る意志があることなどの条件がある。また、事業期間は平成12年度末までとしており、平成12年度は補助対象期間となり、助成内容の変化がある。助成内容は家賃6万円以上の場合が3万円×入居月数、6万円未満の場合は家賃の1/2×入居月数（なお、補助対象期間ではそれぞれ半分の助成となる。）としており²⁾ 8)、入居者にとって、かなりの負担軽減につながるものと考えられる。

また、公営住宅入居待機者支援事業は応急仮設住宅入居者で公営住宅の完成待ちをしている世帯のうち、一時的な入居のための民間賃貸住宅を自ら確保できない者に対して、兵庫県住宅公社が民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅と同程度の家賃となるよう、家賃の補助を行うものである。事業期間は災害復興公営住宅への入居が可能になるまでの間で、最長、平成12年度末までとしている。助成内容は兵庫県住宅供給公社に入居待機月数×月額7万円を補助するとともに、移転に

伴う費用として、6万円（平均）を支払うというものである²⁾。これにより、家賃に対して不安を持っている公営住宅完成待ちの入居世帯は、かなり円滑に移行できる状況になっているといえる。

このように、一般的な対策から個々の状態に応じた支援事業制度が導入され、応急仮設住宅からの移転を促進する制度が導入されている。さらに、引っ越しボランティアの活動、生活福祉資金（転宅費）特別貸付なども行われている。

6. 恒久住宅移行期における応急仮設住宅入居者支援

恒久住宅への移行が本格化するに伴い、応急仮設住宅団地では過疎化が進み、また、単身者世帯や高齢者世帯が残される状況になっている。コミュニティを支えた活力のある層が去った後の過渡期における、応急仮設住宅コミュニティの機能の保持が必要となる。これに対して、神戸市では、むしろ入居者自身の自立を促すことに力を入れており、生活支援アドバイザーや生活復興相談員などの訪問活動と、ボランティア、ケースワーカー、保健婦、生活相談員などが横断的に、よりの確に支援を行う体制を取った⁴⁾。また、アルコール疾患を有するもの、心身障害者、痴呆性高齢者などの自立困難者が応急仮設住宅に取り残されており、これらに対する緊急対策として、ケア施設の優先入所などを行い、長期化対策として、各種ケア施設の整備が必要である。このように高齢者と低所得層、自立困難者が災害弱者として応急仮設住宅に多く残されている現状をふまえ、今後の復興に際し、これらの人々を復興から取り残さないような支援が残された課題といえる。

7. 応急仮設住宅から公営住宅へ移転後の支援策

恒久住宅移転後も生活再建支援が福祉サービスおよび健康づくりの観点から必要である。神戸市では各区役所に設置された恒久住宅生活支援プロジェクトチームが個別、具体的に支援する体制を作っている。具体的には、区役所ごとに、区市民部、保健部、福祉部の各課が連携し、自治会、保健婦、民生委員、ボランティア、ケースワーカー、ホームヘルパーなどとチームとして被災者支援、問題解決に取り組む体制である⁴⁾。被災者への支援は、当面は阪神・淡路大震災から導入された支援制度で行われるが、期限があり、期限後は神戸市や兵庫県の負担となってくる。そのため、これらの制度を維持するために地域経済の活性化が重要になってくる。神戸市は港湾整備などハード面の復旧については目標を達成したが、貨物などのソフ

ト面の回復は震災前の7割から8割程度となったままである。大阪港など周辺の港に移った貨物は戻ってくる可能性は少ないと見られている。コンベンションや観光客誘致などのソフト産業を主体として発展してきた神戸市としては、神戸空港の建設による集約的労働の確保や完成後の集客を目指している。

8. 応急仮設住宅入居者の現状

平成11年3月末現在で応急仮設住宅の入居世帯3,548世帯の内訳を調べると、公営住宅入居待ち2,581世帯(80.4%)、公営住宅未決定世帯〔斡旋登録者〕139世帯(3.9%)、自宅再建・民間賃貸その他558世帯(15.7%)となっている⁴⁾。公営住宅未決定世帯は、神戸市生活再建本部によると、特定の団地、新築、3DKなどのさまざまな条件を要求するために移転先が決まらない入居者が含まれているとみなされている。また、自宅再建・民間賃貸その他の世帯の内訳は、過去の状況からこの世帯数はさらに、3分の1ずつに分類することができる神戸市生活再建本部ではみており、それぞれ、自宅再建・民間賃貸等への移転世帯、公営住宅のあっせん登録をしていない世帯、それと、既に転出しているにもかかわらず応急仮設住宅の鍵を返却していない、いわゆる入居実態のない世帯である。このため、実際に恒久住宅を確保しなければならない世帯数は、平成11年3月末現在でみると、公営住宅のあっせん登録している公営住宅未決定世帯数139世帯と、あっせん登録していないと予想される自宅再建・民間賃貸その他の世帯数のうち、1/3の324世帯を足した496世帯とみられる。また、公営住宅階層の未登録者は公営住宅の家賃が支払えない低所得者層であるとされている。

神戸市では応急仮設住宅の使用期限を平成11年3月末としているが、公営住宅の完成が追いつかないため、使用期限後も公営住宅入居待ち世帯、約3,400世帯が残る見通しである。このため、公営住宅の完成までを移行期限として平成11年6月末までは個々の事情に応じて、応急仮設住宅の一部使用許可を出していく方針である。こうした状況の原因は、応急仮設住宅からの移転が予想以上に進んだことが挙げられ、また、応急仮設住宅の解消

表-3 応急仮設住宅入居者に対するヒアリング調査の結果
《平成10年10月》

住宅名	協力者	内容
西区西神第7 一般2K型 (120棟1,060戸 を建設)	60代女性	<ul style="list-style-type: none"> ・景気が悪く、仕事がうまくいかないので休んでいる。(宝飾店をされていた方) ・1,060戸あった入居者は300戸ほどになってしまった。 ・空き室が目立つようになってきて、周辺には雑草が生えてきた。 ・市街地まで往復2,000円ほどかかるので、あまり行かなくなった。 ・自治会の催し物も参加者がだいぶ減り、高齢者ばかりになってきた。 ・収入が少ないので、公営住宅にしか移れない。 ・若い人たちは、家を再建したり、公営住宅に当選したりして早くから出ている。
北区藤原台第7 一般1K型 (22棟192戸 を建設)	70代女性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の多くが、高齢者と子どもを持つ女性。 ・昼間は若い人が働きに市街地に行くので、仮設は高齢者ばかりになる。 ・市街地までは遠いので、出かけることが少ない。 ・自治会長が役所などによく行くため、不在なことが多く、人手が足りない。そのため住民誰もが自治会長になる。 ・空き屋が増え、雑草がかなり目立ってきた。 ・最近、近くに住んでいた男性の孤独死が起きた。 ・殺風景なので、自分の家の前に花を植えている。

《平成11年1月》

住宅名	協力者	内容
西区西神第7 一般2K型 (120棟1,060戸 を建設)	60代女性	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者優先で復興住宅に入居できるのは、いまは良いが数10年後高齢化が進む恐れがあり、心配。年齢構成のバランスが必要。
	60代女性	<ul style="list-style-type: none"> ・既に公営住宅に住んでいる入居者から、自分達が自力で頑張ってきている間、仮設住宅で楽をしてきて、今頃移って来るのか、といわれ、周囲とうまくやっていけないという話を聞く。
	70代女性	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の敷地に廃車が放置されているのが目立ってきた。
灘区灘南 一般2K型 (17棟158戸 を建設)	60代女性	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいセンターが閉鎖されている仮設住宅団地もある。住民同士の交流の場であるから、最後まで存続すべき。
	70代男性	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅に1番で当たったのはみんな金持ちで、貧乏人は5、6回応募しても駄目。
	60代男性	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけの病院で透析を受けているから、その病院の近くの公営住宅が当たるまで待った。
	40代女性	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の学校の近くの公営住宅に入居を希望している。

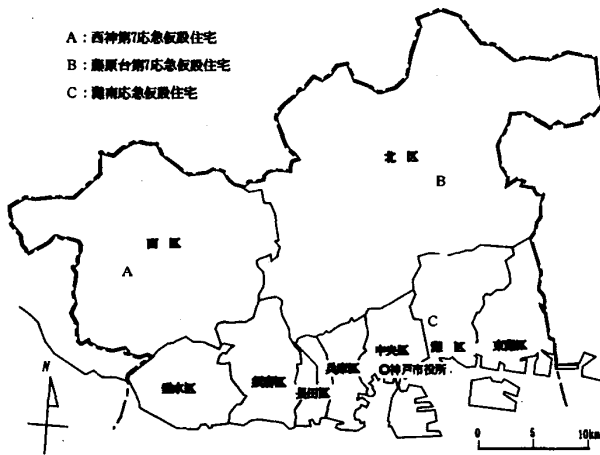


図-5 ヒアリング調査を行った応急仮設住宅団地の位置
(平成10年10月および平成11年1月)

の目途がついてきた状況にある。このような公営住宅未決定者の大幅な減少で、平成11年4月から6月までの応急仮設住宅の個別延長以後、何世帯が残るか不明であるが、個別な相談・対応が可能な段階となっているといえる。

9. 現地ヒアリング調査の結果

平成10年10月および平成11年1月に神戸市内の応急仮設住宅団地を訪問してヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査の内容は、恒久住宅への移行について、目処の有無や、現在の生活や恒久住宅に対する問題および応急仮設住宅の反省材料などとした。図-5にヒアリング調査を実施した応急仮設住宅の位置を示す。また、ヒアリング調査から得られた結果を表-3に示す。

このヒアリング調査によれば、応急仮設住宅から公営住宅に移行できない理由として次のようなことが挙げられている。

- (1) 経済的な問題
 - ・家賃を支払っていきける目途が立たない。
 - ・失業中や不景気のため商売がうまくいかない。
- (2) 地理的な問題
 - ・子供の学校近くの公営住宅に当たらない。
 - ・かかりつけの病院近くの公営住宅に当たらない。
- (3) コミュニティの問題
 - ・既に公営住宅に入居している自力再建の人達との交流に自信がない。

公営住宅入居待ちの居住者も、「住んでみないとわからない」といったものや、「災害復興住宅などでは

高齢者を優先的に入居させているが、数10年後、高齢者ばかりになるのが心配。ある程度の年齢構成のバランスも必要と思う。」という声が聞かれた。また、応急仮設住宅のコミュニティの現状については、平成10年10月に行ったヒアリング調査からは、「若い人達は、自宅再建や公営住宅に当選したりして、早くから応急仮設住宅を出て行った。最近では高齢者ばかりになり、自治会の催し物の参加者が減り、淋しくなった」など過疎化、高齢化を心配する声も聞かれた。

平成11年1月では、西区といった郊外の大規模な応急仮設住宅団地では入居している応急仮設住宅は1棟あたり0~2戸程度だが、応急仮設住宅の解体は本格的に始まっていないこと。また、応急仮設住宅団地内に自動車の廃棄が目立ち、ごみ置場になっているところなど、応急仮設住宅団地の管理状況が悪くなっているところが見受けられ、このような状況に対する苦情の声も聞かれた。

10. 行政に対するヒアリング調査

応急仮設住宅の解消期に、応急仮設住宅を管理する神戸市生活再建本部の担当者に応急仮設住宅の解消、公営住宅への移行、今後のあり方などについてヒアリングを行い、以下のような結果を得た。

- (1) 応急仮設住宅の解消は復興のシンボルであるために、早期解消を目指した施策を導入した。その結果、応急仮設住宅入居者の移転先は、ほぼ目途がつきつつあり、個別の事情を聞きながらの対応になりつつある。
- (2) 応急仮設住宅入居者分の公営住宅は十分確保されているが、立地についての課題が残されている。
- (3) 公営住宅の場所、家賃などについて被災者の要求とずれがあって、対応困難な状況が残されている。
- (4) 応急仮設住宅の解体は、民有地で返却を急ぐ場所にある団地では一部なされているが、まだ本格的な解体は始まっていない。過疎化した団地が多いが、自主的な集約、住み替えなどへの働きは特に行っていない。
- (5) 公園などの公共の場に建設されている応急仮設住宅の撤去が急務となっている。本来の使用ができず周辺住民から苦情がでている。
- (6) 被災者用の公営住宅の入居者は高齢者・低所得者の割合が高いため、家賃低減化対策が導入されているが、この制度の実施期間は5年間の期限がある。そのため、期限後も継続して行うための財源をいかに確保するかが大問題であり、神戸市としては神戸空港の建設などによるコンベンションによる活性化

を目指している。

- (7) 市街地に応急仮設住宅を建設することは無理ではないが、かえって恒久住宅のための土地が不足し再建が遅れる。また、自力仮設住宅は、1戸当たり500万円程度かかるため、容易ではないし、1、2年で撤去しなくてはならないものに、それだけ投資できるとも思えない。
- (8) 応急仮設住宅の恒久住宅化および輸出などは、解体費および輸送費から実現するのは困難である。
- (9) 大都市での大規模災害では生活の再建には義援金だけでは困難で、国の支援が必要である。
- (10) 個人の住宅再建のためには、公的資金導入のため土地区画整理事業の手法を取らざるを得ないのではないか。

といったことが聞かれ、都心部における震災時の住宅対策は今までの手法だけでは困難であることがわかった。

11. まとめ

本研究で明らかとなった神戸市の応急仮設住宅の現状と応急仮設住宅解消期における住環境管理の課題についてまとめると以下のようになる。

- (1) 神戸市では応急仮設住宅入居者に対し、さまざまな支援策を行った結果、応急仮設住宅入居者はピーク時の約12%となり、個別の対応が可能になった。
- (2) 神戸市では応急仮設住宅の集約化などは行っておらず、解消することを最優先課題としている。

- (3) 応急仮設住宅入居者の転出の増加に伴い、応急仮設住宅団地では、単身者世帯や高齢者世帯といった弱者の占める割合が増加しており、恒久住宅の確保とともに、恒久住宅で自立した生活ができる支援が必要である。
- (4) 生活再建には義援金だけでは困難であることや、公営住宅の立地に関する問題など都市部における震災時の住宅対策は従前の手法だけでは困難であるため、今回導入された住環境対策は十分調査しておくことが課題である。

最後に本研究にあたり、資料の提供、ヒアリング調査等に協力して頂いた神戸市職員および仮設住宅入居者に感謝する。

参 考 文 献

- 1) 中村百合・高橋和雄：阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の長期使用に伴う住環境問題について、第53回土木学会年次学術講演会概要集，第IV部，pp. 108～109，1998.10
- 2) 高橋正幸：応急仮設住宅の現状と生活再建，都市政策，第91号，pp. 75～104，1998. 4
- 3) 神戸市震災復興本部総括局：震災後3年間における復興の進捗状況と取り組み，都市政策，第91号，pp. 130～164，1998. 4
- 4) 神戸市生活再建本部：生活再建関連資料（仮設住宅中心），pp. 1～2，pp.14～22，1999.1